

## 自己点検事項

### ◇ 入退院支援加算3(A246)

(1)当該保険医療機関内に入退院支援部門(◆)が設置されている。 ( 適・否 )

(◆)入退院支援及び地域連携業務を担う部門

(2)当該入退院支援部門に入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有し、  
小児患者の在宅移行に係る適切な研修を受けた専任の看護師又は入退院支援及び5年以上の新生児  
集中治療に係る業務の経験を有する専任の看護師及び専従の社会福祉士が配置されている。

( 適・否 )

※ 当該専従の社会福祉士は、週30時間以上入退院支援に係る業務に従事している。

※なお、当該専従の社会福祉士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、  
所定労働時間が22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤社会福祉士を2名以上組み合わ  
せることにより、常勤社会福祉士と同じ時間帯にこれらの非常勤社会福祉士が配置されている  
場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

(3) (2)に掲げる適切な研修とは、次の事項に該当する研修のこという。

- ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること。(修了証が交付されるもの)
- イ 小児の在宅移行支援に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
- ウ 講義及び演習は、次の内容について9時間以上含むものであること。
  - (イ) 小児の在宅療養に係る社会資源に関する知識
  - (ロ) 医療的ケア児とその家族への援助技術
  - (ハ) 家族や多職種との調整やコミュニケーション方法
- (二) 在宅移行支援に伴う倫理的問題への対応方法
- (木) 医療的ケア児の在宅等の療養環境に関する知識

※ 「小児患者の在宅移行に係る適切な研修」の規定については、令和2年3月31において、現に入退  
院支援加算3に係る届出を行っている保険医療機関であって、当該保険医療機関に「基本診療料の施  
設基準等の一部を改正する件」による改正前(令和2年度改定前)の基本診療料の施設基準等における  
当該加算の施設基準の規定により、同時点で配置されている「入退院支援及び5年以上の新生児集中  
治療に係る業務の経験を有する専従の看護師」については、令和3年3月31までの間に限り、当該研  
修を修了しているものとみなす。

点検に必要  
な書類等

- ・入退院支援部門に配置している看護師及び社会福祉士の出勤簿
- ・小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した看護師の研修修了証

医療機関コード

保険医療機関名

### 【地域連携診療計画加算】

(1)あらかじめ疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が作成され、連携機関(◆)と  
共有されている。  
(適・否)

(◆)連携機関…連携する保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型  
サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及  
び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉  
法に基づく指定障害児相談支援事業者等

点検に必要  
な書類等  
・地域連携診療計画書

(2)連携機関の職員と当該保険医療機関の職員が、地域連携診療計画書に係る情報交換のために、  
年3回以上の頻度で面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しが適切に行われている。  
(適・否)

点検に必要  
な書類等  
・連携機関と面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行ったこと  
確認できる書類

(3)入退院支援加算に係る施設基準の届け出を行っている。  
(適・否)

### 【入退院支援加算の「注5」】(特定地域の取扱い)

(1) 1の(1)の施設基準(◆)を満たしている。  
(適・否)

(◆)当該保険医療機関内に入退院支援部門が設置されている。

(2) 当該入退院支援部門に、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の  
社会福祉士が配置されている。  
(適・否)

医療機関コード

保険医療機関名

## 【入院時支援加算1・2】

(1) 入退院支援加算の施設基準で求める人員に加え、入院前支援を行う者として、当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師が1名以上又は入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士がそれぞれ1名以上配置されている。

( 適 ・ 否 )

※ なお、当該入院前支援を行う専従の看護師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤看護師(入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師に限る。)を2名以上組み合わせることにより、常勤看護師と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。

※ ただし、許可病床数が200床未満の保険医療機関にあっては、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師が1名以上配置されている。

※ 当該専任の看護師が、入退院支援加算3の施設基準で求める専任の看護師を兼ねることは差し支えない。

(2) 転院又は退院体制等について、連携機関とあらかじめ協議し、地域連携に係る十分な体制が整備されている。

( 適 ・ 否 )

医療機関コード

保険医療機関名